（電子情報処理組織による処分通知等）

第八条　行政機関等が、法第七条第一項の規定により処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに従うこととされている様式に記載すべき事項を前条の行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、当該処分通知等の情報に電子署名を行い、その情報を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、処分通知等を受ける者が当該処分通知等を行った行政機関等を確認するための措置を行政機関等が別に定める場合は、本文に規定する措置に代えて当該措置を行わなければならない。

2　（略）

（電磁的記録による作成等）

第十二条　行政機関等が、法第九条第一項の規定により電磁的記録により作成等を行う場合においては、当該事項を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録に係る記録媒体をもって調製する方法によるものとする。

（氏名又は名称を明らかにする措置）

第十三条　（略）

2　法第七条第四項に規定する主務省令で定める措置は、第八条第一項の規定により入力された事項についての情報に電子署名を行い、その情報を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する措置又は第八条第一項ただし書に規定する措置とする。

3　法第九条第三項に規定する主務省令で定める措置は、第十二条の規定により作成等が行われた情報に電子署名を行い、その情報に当該電子署名に係る電子証明書であって国土交通大臣が告示で定めるものを添付する措置とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第百一号

道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第九条第一項の規定に基づき、道路運送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

道路運送法施行規則の一部を改正する省令

道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（一般乗合旅客自動車運送事業に係る影響が小さい運賃及び料金の届出） **第十条**　法第九条第一項の国土交通省令で定める運賃は、次のとおりとする。 一　路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業にあつては、次に掲げる運賃 イ　定期的に運行する自動車により観光を目的とする乗合旅客を専ら運送するもの又は観光施設への運送を目的とする路線において、停車する停留所を限定して運行し、若しくは起点及び終点のみに停車して運行する自動車により観光を目的とする乗合旅客を運送するもの（ロに該当するものを除く。以下「定期観光運送」という。）に係る運賃 ロ・ハ　（略） 二・三　（略） 2～4　（略）	（一般乗合旅客自動車運送事業に係る影響が小さい運賃及び料金の届出） **第十条**　法第九条第一項の国土交通省令で定める運賃は、次のとおりとする。 一　路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業にあつては、次に掲げる運賃 イ　定期的に運行する自動車により観光を目的とする乗合旅客を専ら運送するもの（以下「定期観光運送」という。）に係る運賃 ロ・ハ　（略） 二・三　（略） 2～4　（略）